

Q. 市道を拡幅するにあたり、対側地(筆界未定地)として立会する地番は、何番となりますか。

また、筆界未定を解消することは可能でしょうか？

A. 基本的に市役所保管の一步一間図、法務局の旧公図を参考に立会する地番を特定します。

今回の場合は、対象地を国土調査中に役所が道路拡幅のために分筆後、買収しています。

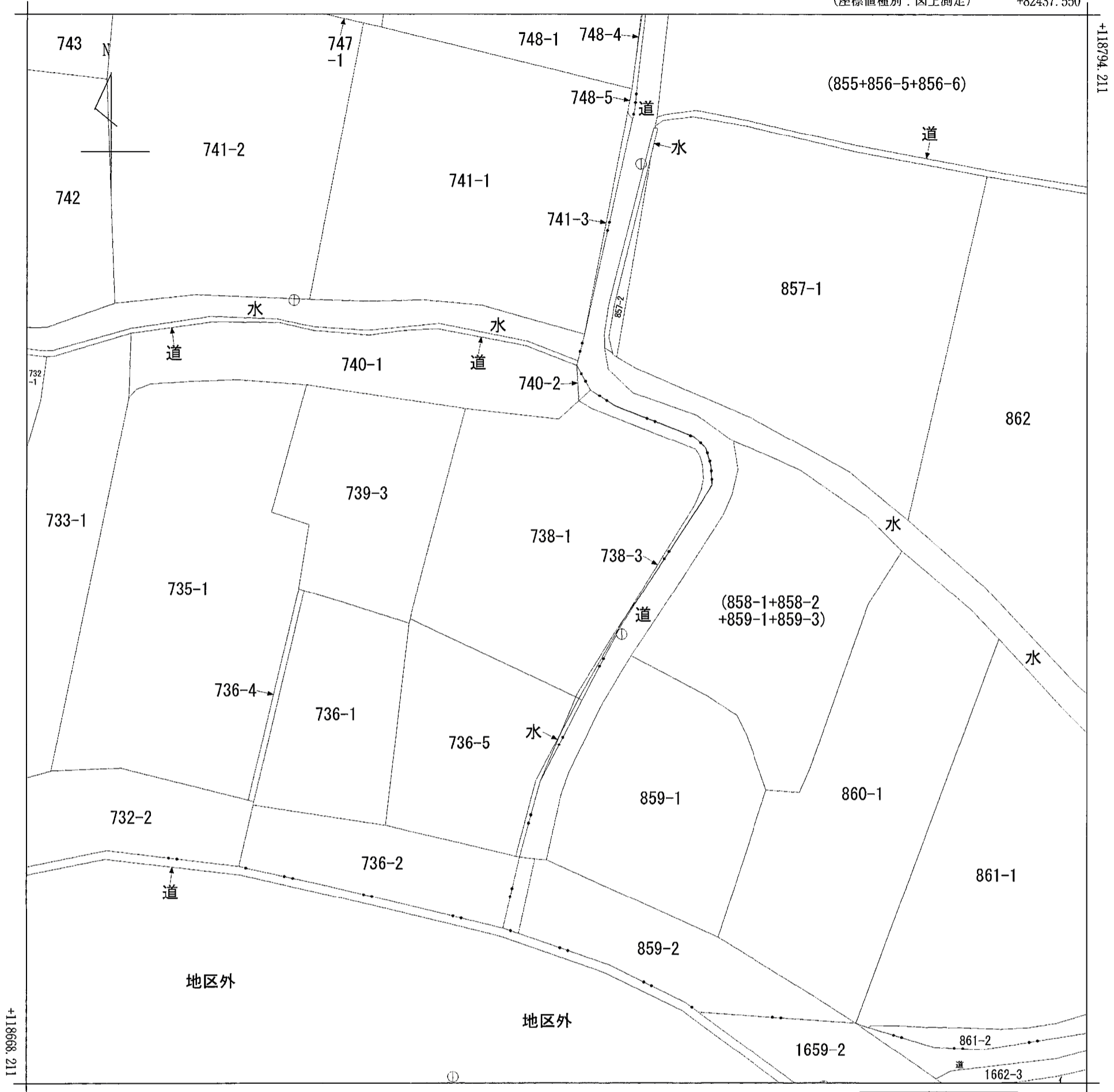
法務局へ国土調査成果を送り込み時に、分筆時の測量図を反映されるべきであったが、反映されていません。

筆界未定を解消する手法は、筆界未定地の周囲の筆界を確認し、役所が買収した範囲については、法務局備付地積測量図の現地復元能力が乏しいので、現状の道路範囲で地図訂正の申出を行います。

1662-1

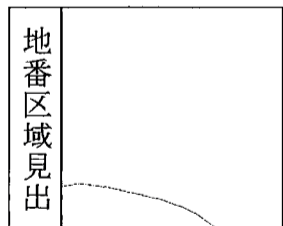
(座標値種別：図上測定)

+82437.550



+82312.550

(座標値種別：図上測定)



請求部	所在	吉野川市				地番	738番1			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	IV	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)	昭和50年5月12日		補記事項		